

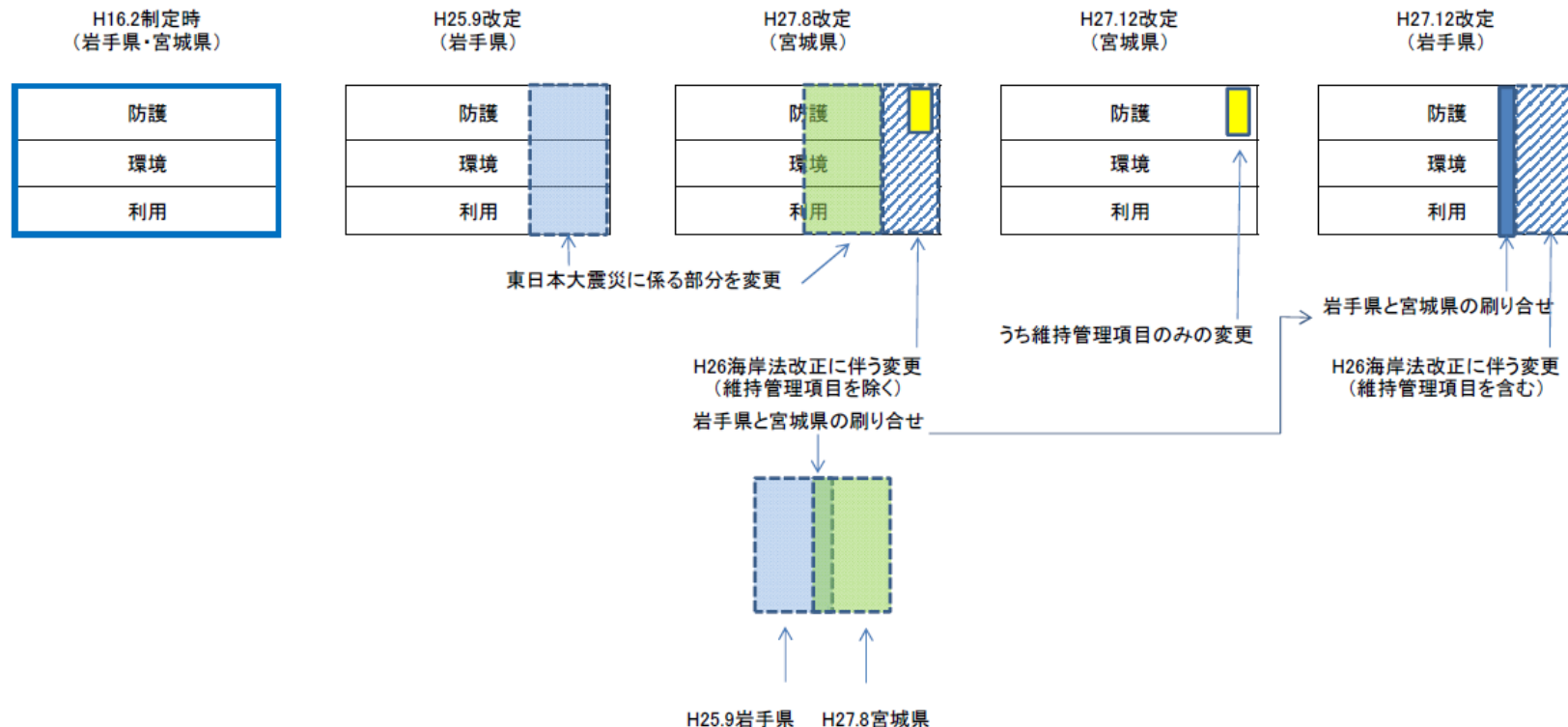
海岸保全基本計画改定について

主たる改定内容

- ①平成 26 年 6 月の「改正海岸法」に伴う「海岸保全施設の維持・修繕に関する事項」などの記載
- ②平成 27 年 8 月の三陸南沿岸海岸保全基本計画（宮城県分）改定内容との整合

- 岩手県では、防護、環境、利用の調和がとれた海岸の保全を推進するため、学識経験者や住民等の意見を反映させながら、平成 16 年 3 月に三陸北沿岸および三陸南沿岸の海岸保全基本計画を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してまいりました。
- そうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、海岸保全施設等に甚大な被害が発生しました。
- このため、震災被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護に関する事項」を改定するとともに、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等について、平成 25 年 9 月に改定を行ったところです。
- なお、三陸南沿岸の海岸保全基本計画については、本来宮城県と共同策定をしていたものですが、両県における事業進捗の違いなどを理由に、やむを得ず岩手県分のみを改定したものです。その後、平成 27 年 8 月に宮城県分も改定となりました。
- 平成 26 年 6 月には「改正海岸法」が公布され、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持・修繕に関する事項」などを記載することが義務つけられました。
- 以上を踏まえ、三陸北沿岸および三陸南沿岸の海岸保全基本計画の再度改定を行うものです。

図 海岸保全基本計画改定の経緯



「海岸法の一部を改正する法律」が第186回国会において成立し、平成26年6月11日に公布されました（平成11年以來15年ぶりの改正）

海岸法の制定〔昭和31年〕

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- この特別立法を契機として、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



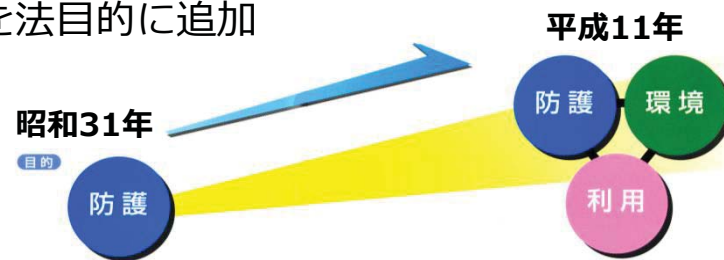
愛知県常滑市 榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市大江付近

海岸法の一部改正〔平成11年〕

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入



今回の改正〔平成26年〕

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置
- 水門・陸閘等に関する操作規則等の策定
- 災害時の障害物の処分等の緊急措置
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
- 座礁等した船舶に対する撤去命令
- 海岸協力団体制度の創設



東日本大震災における堤防の破壊



鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化

最大クラスの津波に対するソフト・ハードの組み合わせによる対応

最大クラスの津波

津波レベル : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

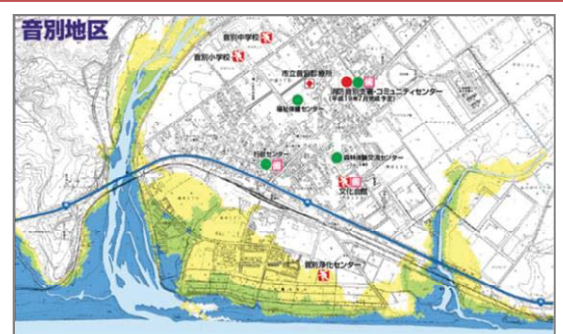
基本的考え方 : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。



避難路



津波避難ビル



津波ハザードマップ



避難訓練

津波災害に対しては、今回の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとかして人命を守るという考え方に基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための施策を実施。

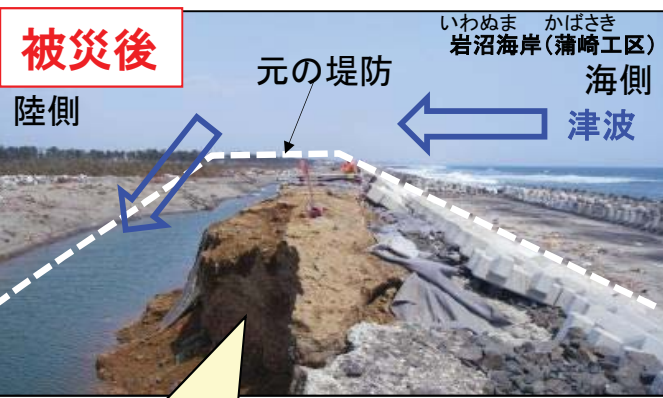
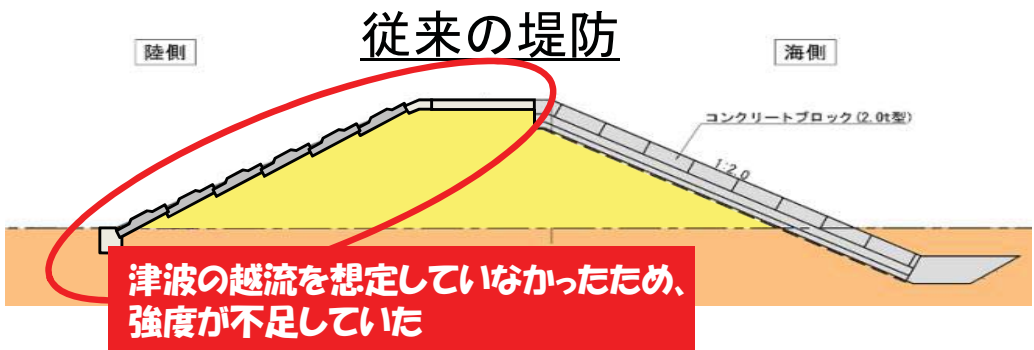
- 平成23年 6月26日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」
- 平成23年 7月 6日 「津波防災まちづくりの考え方」(社会資本整備審議会計画部会 緊急提言)
- 平成23年 7月29日 「東日本大震災からの復興の基本方針」(東日本大震災復興対策本部)
- 平成23年 9月28日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」
- 平成23年12月 7日 「津波防災地域づくりに関する法律」成立
- 平成23年12月 27日 「津波防災地域づくりに関する法律」一部施行・基本指針の決定
- **平成24年 6月13日 「津波防災地域づくりに関する法律」全面施行**

粘り強い構造の海岸堤防の例

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～

**粘り強い海岸堤防
(新たな構造)**

- 堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く
- 堤防が全壊（完全に流出した状態）に至る危険性を低減

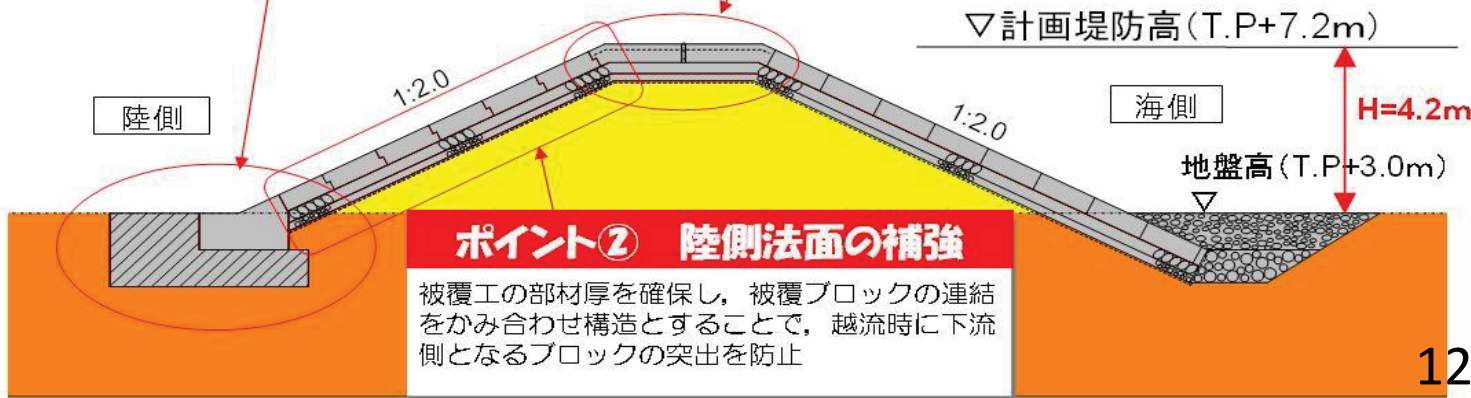


陸側の法面が崩れ落ちている堤防が多かった

<粘り強い海岸堤防のポイント>

ポイント① 法尻部の強化
越流水の方向を変え、裏法尻の洗掘を堤防本体から遠ざける。また、基礎処理により、洗掘への抵抗性を向上。

ポイント③ 天端被覆工の補強
天端被覆工の部材厚を確保。また、空気抜き孔を設け、越流時に堤防内の有害な空気圧を抜く。



ポイント② 陸側法面の補強
被覆工の部材厚を確保し、被覆ブロックの連結をかみ合わせ構造とすることで、越流時に下流側となるブロックの突出を防止

緑の防潮堤の効果

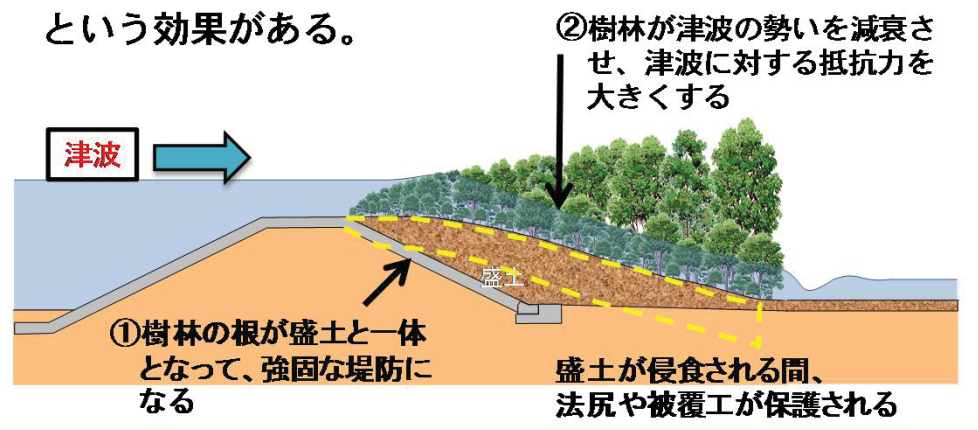
- 「緑の防潮堤」の効果については、効果発揮のメカニズムを確認するとともに、津波シミュレーション等を用いて効果検証を行っているところ。
- 仙台湾南部海岸では、前述の効果検証を行い、緑の防潮堤を含めた費用対効果を確認。

「緑の防潮堤」とは

- 「緑の防潮堤」は、コンクリートの堤防と一体的に盛土と樹林を設置するものであり、津波が堤防を越えた場合に堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐとともに、浸水面積や浸水深を減らすなどの減災効果を有する。
- また、景観や自然環境の改善などの海岸環境の整備・保全にも資する。

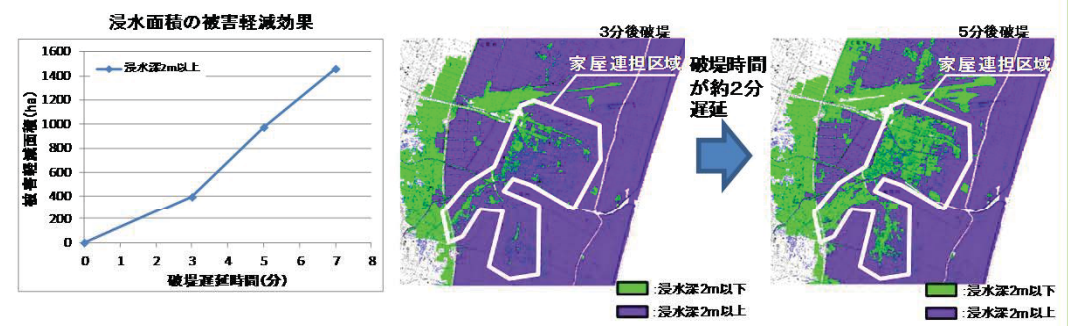
「緑の防潮堤」効果発揮のメカニズム

- 粘り強い構造のコンクリート堤防に加え、樹林を設置することで、減災効果をより一層発揮させる。
- 樹林を設置することで、
 - ①樹林の根が盛土の中にしっかり張り、盛土と一体となって津波に対して粘り強く強固な堤防になる。
 - ②樹林が堤防を越えた津波の勢いを減衰させ、津波に対する抵抗力を大きくする。



効果検証

- 津波シミュレーションによる検証
 - ・東日本大震災では、津波が7分程度堤防を越流。
 - ・緑の防潮堤の破堤時間を5分、粘り強い構造の海岸堤防（コンクリート堤）を3分で破堤すると仮定。



	越流3分後破堤	越流5分後破堤	破堤しない場合(7分)
最大浸水深2m以上	394ha減少 (9%減少)	974ha減少 (22%減少)	1,460ha減少 (33%減少)

※宮城県仙台湾南部海岸の阿武隈川～名取川での津波浸水シミュレーション算定結果

仙台湾南部海岸※では、整備により最大深水深2m以上の浸水域を約580ha減少させることが可能。

海岸における防災・減災対策の強化

減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

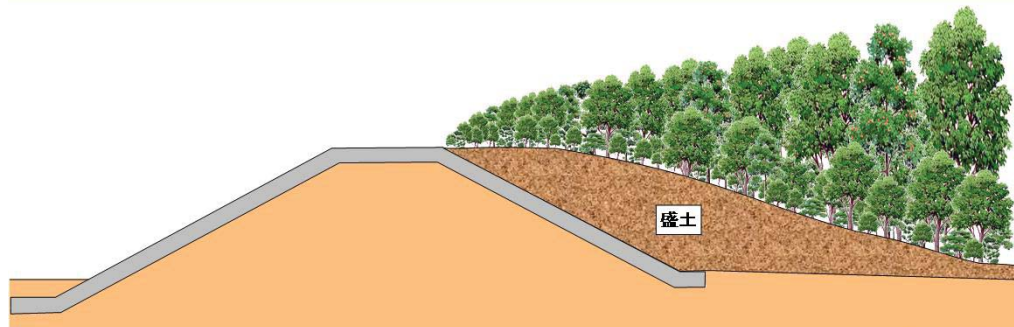
現状と課題

- 東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、甚大な被害が発生

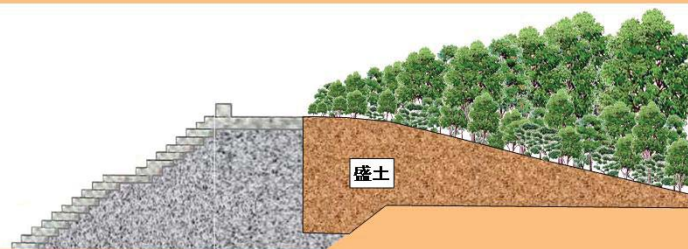
➡ 津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する施設の整備が必要

改正内容

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
【平成26年8月10日に施行】
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置
【平成26年8月10日に施行】



コンクリートで被覆された堤防の法面に盛土を行い、盛土に樹林を設置するいわゆる「緑の防潮堤」のイメージ



水門・陸閘等の操作規則等の策定

現状と課題

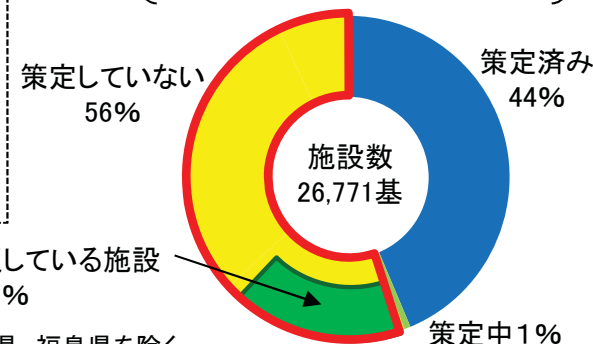
- 東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲になった

➡ 現場操作員の安全を確保しつつ適切な操作を図るための体制強化が必要

【東日本大震災で水門等の操作に関した被害状況】

- ・ 死亡・行方不明となった消防団員：254名
 - ・ そのうち水門閉鎖等に関係する消防団員：59名
- (出典：消防団員等公務災害補償等共済基金資料)

【水門・陸閘等の管理・運用に関する規則等の策定状況】



※岩手県、宮城県、福島県を除く
※平成25年11月(国土交通省、農林水産省調べ)

改正内容

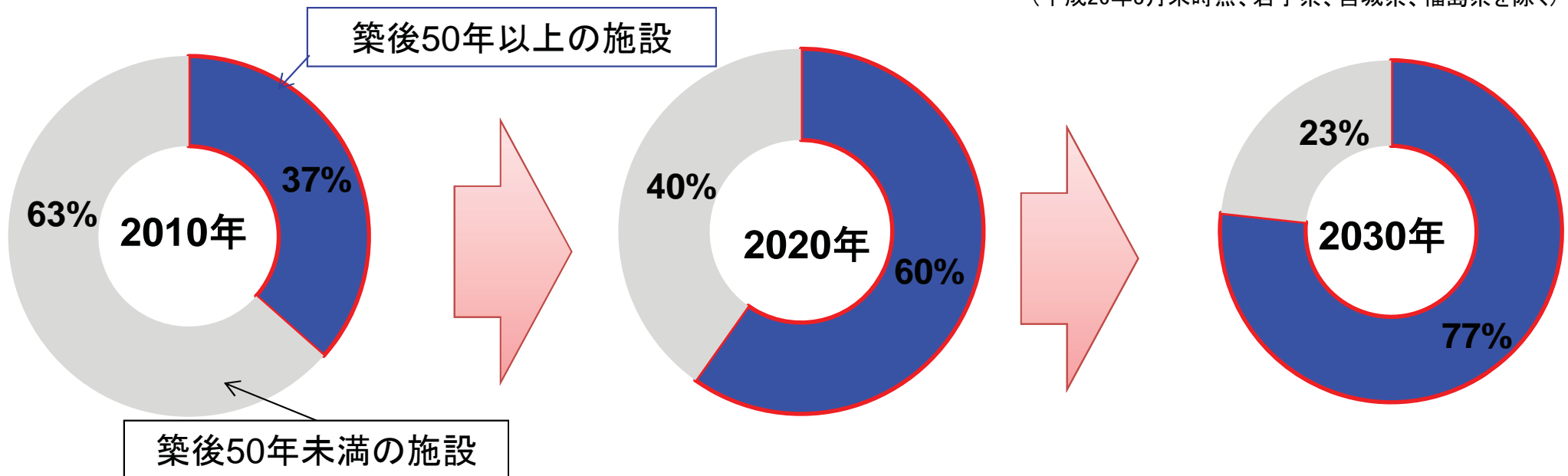
- 海岸管理者等に対し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け 【法律の公布後6月以内施行】
- 海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償
【平成26年8月10日に施行】

現在の海岸堤防の老朽化の状況

- 海岸堤防等は、高度成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。
- 現時点で供用から50年以上経過した施設延長は、約4割程度である。
- また、20年後には50年以上経過した施設が、約8割に増加することが見込まれ、より一層の適切な維持管理、修繕が求められている。
- 海岸堤防の維持管理を実施していく上で、老朽化対策は重要。

○海岸堤防等の老朽化の見通【全国】

※H26国土交通省・農林水産省調べ
(平成26年3月末時点、岩手県、宮城県、福島県を除く)



海岸保全施設の老朽化等に関する点検結果(H25.4)

○近年、公共土木施設の経年劣化に関する懸念が一層高まっていることを踏まえ、直轄海岸、都道府県等管理海岸（農林水産省、国土交通省所管）における海岸保全施設に関する老朽化等の状況について、各管理者により点検を実施。

●点検結果

重要性の高いとされた約4,800kmの海岸堤防等を点検し、対策が必要な箇所4,287箇所※、重点的に監視が必要な箇所6,128箇所※を確認。

これらの箇所のうち夏場に向け利用が多くなる箇所等については、各海岸管理者により利用に際し危なくないように応急措置を講じた上で順次対策を実施予定。

●点検実施状況



目視調査



レーダー探査
(空洞化調査)

●対策が必要な箇所等の例



堤防におけるコンクリート手すりの破損及び応急措置状況の剥離状況

※「ライフサイクルマネジメントのための海岸保全施設維持管理マニュアル(案)」(平成20年2月農林水産省、国土交通省)に示す健全度評価を参考に確認した箇所

海岸保全基本方針及び基本計画

海岸保全基本方針(平成二十七年二月二日変更)

※. 赤字が今回変更したもの

【海岸法】(海岸保全基本方針)

第二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を定めなければならない。

【施行令】(海岸保全基本方針に定める事項等)

- 第一条 一 海岸の保全に関する基本的な指針
- 二 一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分
- 三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

海岸保全基本計画

【海岸法】(海岸保全基本計画)

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定めなければならない。

【施行令】(海岸保全基本計画に定める事項等)

第一条の二

- 一 海岸の保全に関する次に掲げる事項
 - イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 - ロ 海岸の防護に関する事項
 - ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

二 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項

- イ 海岸保全施設の**新設又は改良**に関する次に掲げる事項
 - (1) 海岸保全施設を**新設又は改良**しようとする区域
 - (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - (3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- ロ 海岸保全施設の**維持又は修繕**に関する次に掲げる事項
 - (1) 海岸保全施設の存する区域
 - (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全基本方針(1)

＜海岸法の規定に基づき、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な指針を定めた件（平成27年2月）＞

海岸を取り巻く現状

- 防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生。東日本大震災の巨大津波により甚大な被害。
- 海岸に供給される土砂の減少等の様々な要因により海岸侵食が進行。 ○地球温暖化に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による影響も懸念。
- 海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等により、美しく、豊かな海岸環境が喪失。
- 防災・減災対策により災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。さらに、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設の適切な維持管理・更新を推進することが求められている。

海岸保全基本方針は、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な事項を示すもの。

海岸の保全に関する基本的な指針

海岸の保全に関する基本理念

海岸は { 国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間
 ・海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間
 ・様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間

→ 安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

- ・災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進。
- ・地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

海岸の保全に関する基本的な事項

- ・地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保する。
- ・施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- ・特に、防災上の機能と併せ、環境や利用という観点から良好な空間としての機能を有する砂浜についてその保全に努める。
- ・海岸保全施設の急速な老朽化が進む中、予防保全の考えに基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・津波からの防護を対象とする海岸は、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標。
- ・ゼロメートル地帯等や三大湾を始めとする背後に人口・資産が特に集積した地域は、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標。
- ・海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。
- ・水門・陸閘等は効果的な管理運用体制の構築を図る。
- ・侵食が進行している海岸は、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要な場合には、汀線の回復を図ることを目標。
- ・侵食が進んでいる地域だけでなく、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。
- ・優れた景観や自然を有する海岸については、その保全に十分配慮。
- ・必要に応じ車の乗入れ等の一定の行為を規制するとともに、油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応。
- ・人と海との触れ合いを確保するための施設も必要に応じ整備。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進。
- ・公衆による海辺へのアクセスの確保に努める。
- ・マナーの向上に向けた利用者に対する啓発活動を推進。

海岸保全基本方針(2)

＜海岸法の規定に基づき、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な指針を定めた件（平成27年2月）＞

海岸の保全に関する基本的な指針

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

① 安全な海岸の整備

- ・線の防護方式から面的防護方式への転換をより一層推進。
- ・設計対象を超える津波、高潮等に対して粘り強い構造の堤防等の整備を推進。
- ・水門・陸閘等は統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに自動化・遠隔化を推進。
- ・侵食対策として、施設の整備と併せ、土砂の適切な管理を推進。

(2) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・適切な時期の巡視又は点検、長寿命化計画の作成など、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。

② 自然豊かな海岸の整備

- ・各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進。
- ・砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進。
- ・施設の整備に当たっては、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮。

③ 親しまれる海岸の整備

- ・利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設整備に努める。
- ・海辺へのアクセスが分断されることのないよう、施設の構造へ配慮。

海岸の保全に関するその他の重要事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業観調整の協議。
- ・海岸部への適切な土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進。
- ・レジャー、スポーツ、自然体験・学習活動等、様々な施策との一層の連携を推進。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸の美化、希少な動植物保護について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。
- ・地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進。
- ・海岸協力団体の指定により、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る。

(3) 調査・研究の推進

- ・効果的な防災・減災対策、広域的な海岸の侵食、適切な維持及び修繕、生態系等の自然環境に配慮した整備、新工法等新たな技術等に関する調査・研究等を推進。
- ・民間を含めた幅広い分野と情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進。
- ・地球温暖化予測・評価を踏まえて、適応策の検討を推進。

海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目し、全国を71の沿岸に区分。

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 海岸保全施設の存する区域
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

留意すべき重要事項

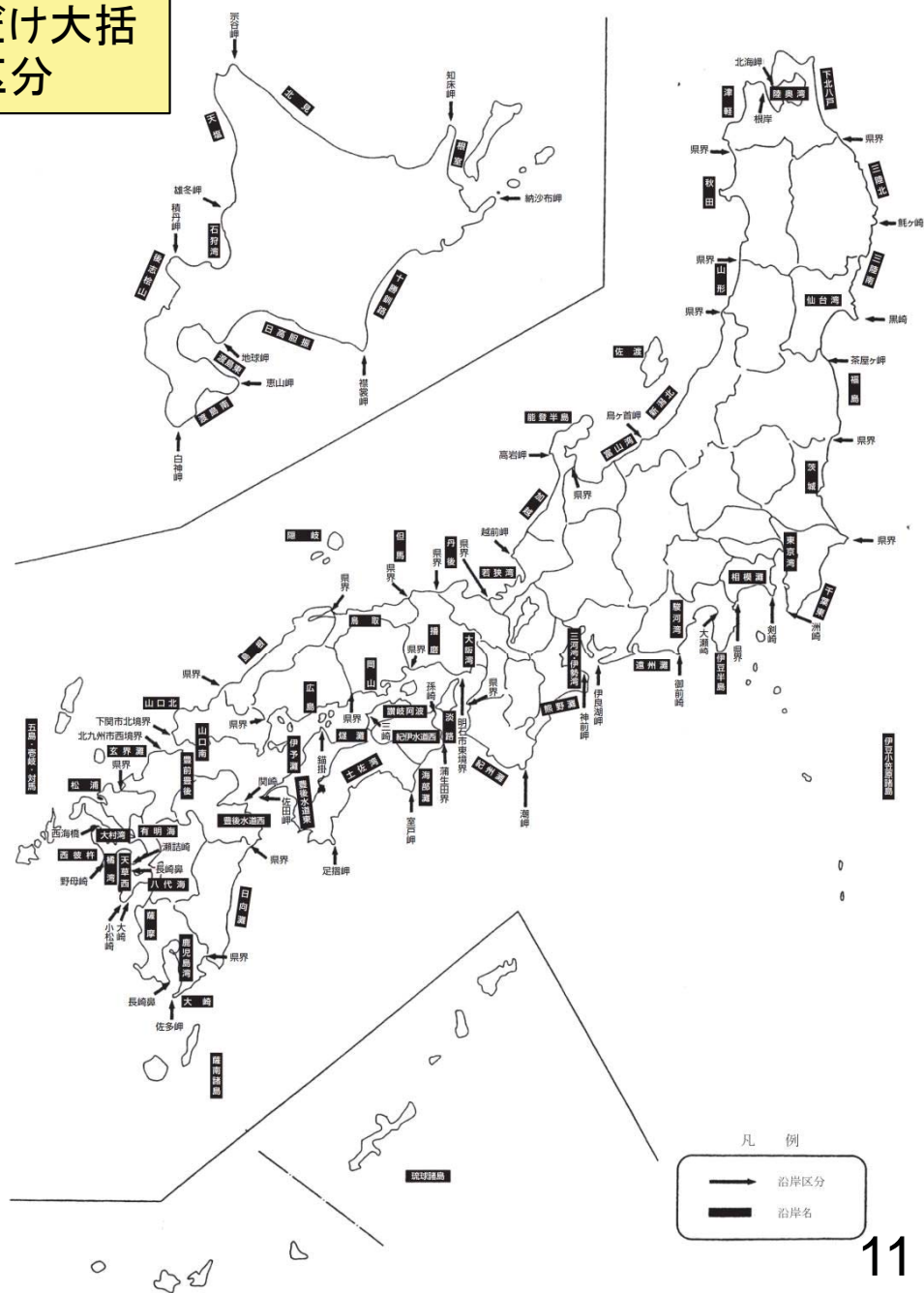
- ① 関連計画との整合性の確保
- ② 関係行政機関との連携調整
- ③ 地域住民の参画と情報公開
- ④ 計画の見直し

海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

■ 海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分(沿岸)は、地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、できるだけ大括りにするとともに、都府県界も考慮しつつ全国を71の沿岸に区分

沿岸名	区域		都道府県名
	起点	終点	
北見	宗谷岬	知床岬	北海道
根室	知床岬	納沙布岬	北海道
十勝釧路	納沙布岬	襟裳岬	北海道
日高胆振	襟裳岬	地球岬	北海道
渡島東	地球岬	恵山岬	北海道
渡島南	恵山岬	白神岬	北海道
後志檜山	白神岬	積丹岬	北海道
石狩湾	積丹岬	雄冬岬	北海道
天塩	雄冬岬	宗谷岬	北海道
下北八戸	岩手県界	北海道界	青森県
陸奥湾	北海道界	根岸	青森県
津軽	根岸	秋田県界	青森県
秋田	青森県界	山形県界	秋田県
山形	秋田県界	山形県界	山形県
三陸北	青森県界	鉾ヶ崎	岩手県
三陸南	鉾ヶ崎	黒崎(牡鹿半島)	岩手県 宮城県
仙台湾	黒崎(牡鹿半島)	茶屋ヶ岬	宮城県 福島県
福島	茶屋ヶ岬	茨城県界	福島県
茨城	福島県界	千葉県界	茨城県
千葉東	茨城県界	洲崎	千葉県
東京湾	洲崎	剣崎	千葉県 東京都 神奈川県
伊豆小笠原諸島	—	—	東京都
相模灘	剣崎	静岡県界	神奈川県
新潟北	山形県界	鳥ヶ首岬	新潟県
佐渡	—	—	新潟県
富山湾	鳥ヶ首岬	石川県界	新潟県 富山県
能登半島	富山県界	高岩岬	富山県 石川県
加越	高岩岬	越前岬	石川県 福井県
伊豆半島	神奈川県界	大瀬崎	静岡県
駿河湾	大瀬崎	御前崎	静岡県
遠州灘	御前崎	伊良湖岬	静岡県 愛知県
三河湾・伊勢湾	伊良湖岬	神前岬	愛知県 三重県
熊野灘	神前岬	潮岬	三重県 和歌山県

沿岸名	区域		都道府県名
	起点	終点	
若狭湾	越前岬	京都府界	福井県
丹後	福井県界	兵庫県界	京都府
但馬	京都府界	鳥取県界	兵庫県
紀州灘	潮岬	大阪府界	和歌山県
大阪湾	和歌山県界	明石市東境界	兵庫県 大阪府
播磨	明石市東境界	岡山県界	兵庫県
淡路	—	—	兵庫県
鳥取	兵庫県界	鳥根県界	鳥取県
島根	鳥取県界	山口県界	島根県
隠岐	—	—	島根県
山口北	島根県界	下関市豊浦町南境界	山口県
山口南	下関市豊浦町南境界	広島県界	山口県
広島	山口県界	新潟県界	広島県
岡山	広島県界	兵庫県界	岡山県
讃岐阿波	三崎(三豊市)	孫崎(鳴門)	徳島県 香川県
紀伊水道西	孫崎(鳴門)	蒲生田岬	徳島県
海部灘	蒲生田岬	室戸岬	徳島県 高知県
土佐湾	室戸岬	足摺岬	高知県
豊後水道東	足摺岬	佐田岬	高知県 愛媛県
伊予灘	佐田岬	錨掛ノ鼻	愛媛県
燧灘	錨掛ノ鼻	三崎(三豊市)	愛媛県 香川県
玄界灘	佐賀県界	北九州市西境界	福岡県
豊前豊後	北九州市西境界	関崎	福岡県 大分県
豊後水道西	関崎	宮崎県界	大分県
日向灘	大分県界	鹿児島県界	宮崎県
大隅	宮崎県界	佐多岬	鹿児島県
鹿児島湾	佐多岬	長崎鼻(薩摩半島)	鹿児島県
薩摩	長崎鼻(薩摩半島)	大崎(長島)	鹿児島県
薩南諸島	—	—	鹿児島県
八代海	大崎(長島)	小松崎(天草下島)	熊本県 鹿児島県
有明海	長崎鼻(天草下島)	瀬詰崎	熊本県 佐賀県 福岡県 長崎県
天草西	小松崎(天草下島)	長崎鼻(天草下島)	熊本県
橋湾	瀬詰崎	野母崎	長崎県
西彼杵	野母崎	西海橋(西海市側)	長崎県
大村湾	西海橋(西海市側)	西海橋(佐世保市側)	長崎県
松浦	西海橋(佐世保市側)	福岡県界	長崎県 佐賀県
五島・杵岐・対馬	—	—	長崎県
琉球諸島	—	—	沖縄県



海岸保全基本計画の作成について(1)

- 都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、区瓶された沿岸ごとに整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施
- 沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成
- 尚、平成28年1月1日までに、海岸保全基本方針(変更)に基づき全国の海岸保全基本計画の変更が必要

【計画で定めるべき基本的な事項】

※. 赤字が今回変更したものの

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ② 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ① 海岸保全施設の**新設又は改良**に関する事項
 - イ 海岸保全施設を**新設又は改良**しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
 - ロ 海岸保全施設の**種類、規模及び配置**
イの区域ごとに**海岸保全施設の種類、規模及び配置**について定める。
 - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ② 海岸保全施設の**維持又は修繕**に関する事項
 - イ 海岸保全施設の**存する区域**
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
 - ロ 海岸保全施設の**種類、規模及び配置**
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
 - ハ 海岸保全施設の**維持又は修繕の方法**
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

⇒ 「侵食・高潮・津波」に対する海岸保全施設の配置計画の立案

海岸保全基本計画の作成について(2)

○留意すべき重要事項

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱(じん)化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

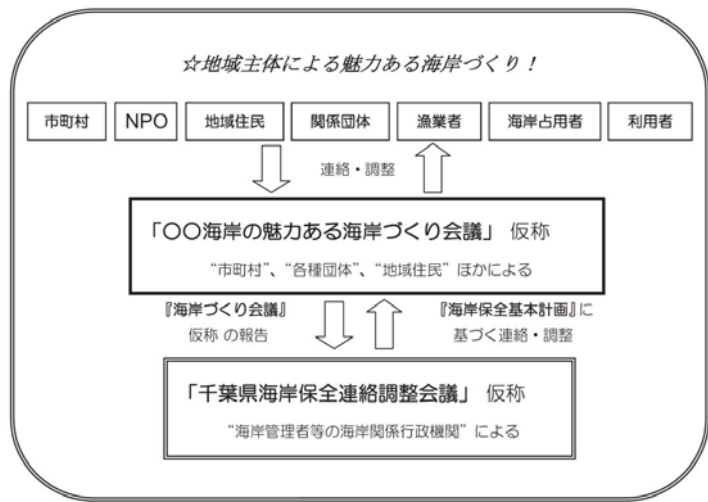
計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

【計画策定における先進的な取組事例(千葉県)】

- 平成15年8月に策定した「千葉東沿岸海岸保全基本計画」では、地域の意向や特性に応じた海岸づくりを推進していくため、“地域会議の創設”を定めたところ
- 千葉県では市町村と連携し、この地域会議を通じて関係する地元住民等から意見を聴くなど、地域の意見を反映した整備に取り組んでいるところ



- 平成22年6月に一宮町において、「一宮の魅力ある海岸づくり会議」を発足し、現在までに計8回開催。
- 専門家による海岸構造物や海洋環境等の専門的知見の丁寧な解説により、多面的な問題に対する科学的理解の共有が図られ、情報の共有に基づく具体的な検討が進む。

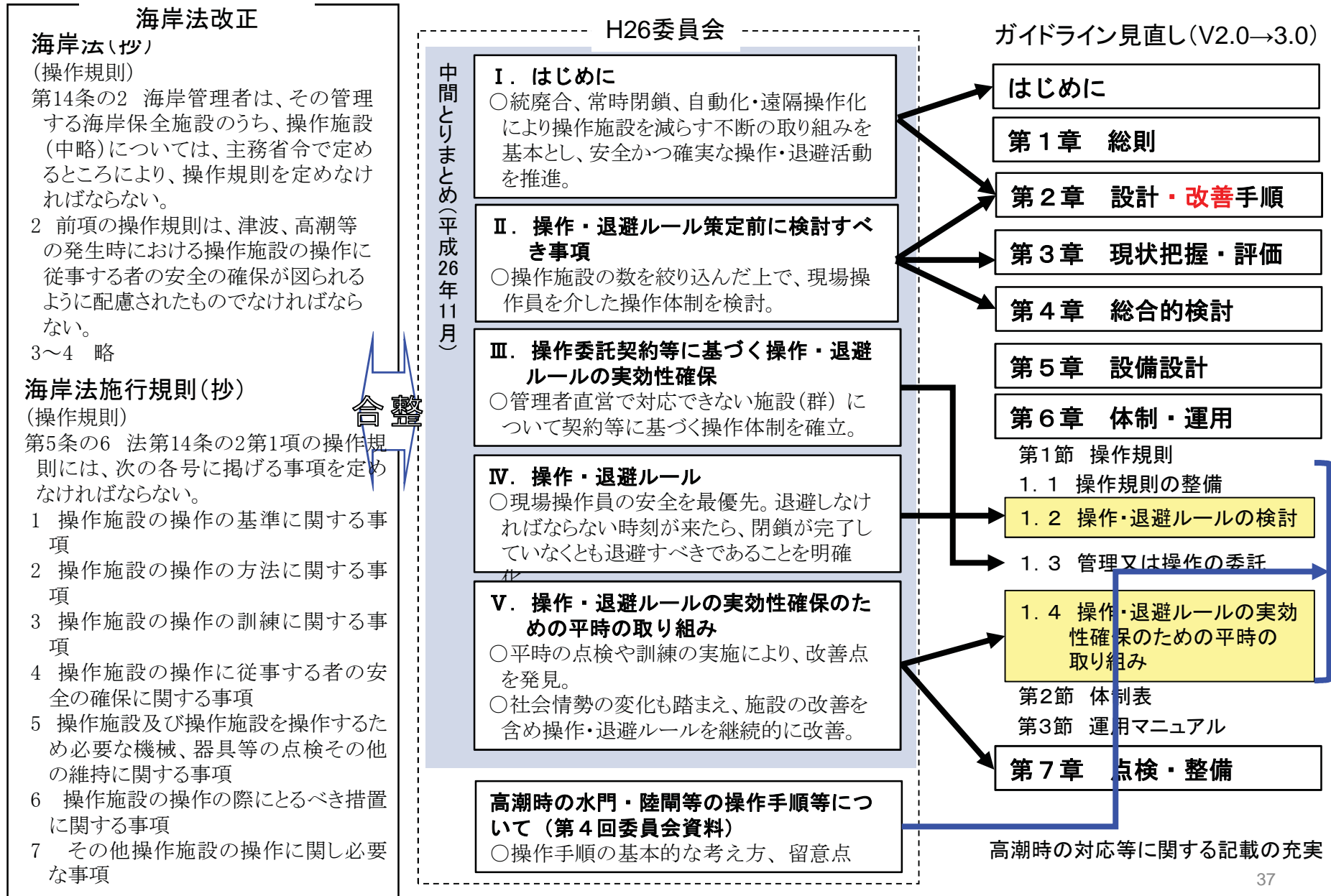
- 一宮海岸では、この会議を通じて沿岸地域の意見を取り入れるなど、多様な利害に応じた海岸保全施設の整備を進めている。今後も継続し、合意形成を図りながら、施設整備を進めて行く予定。



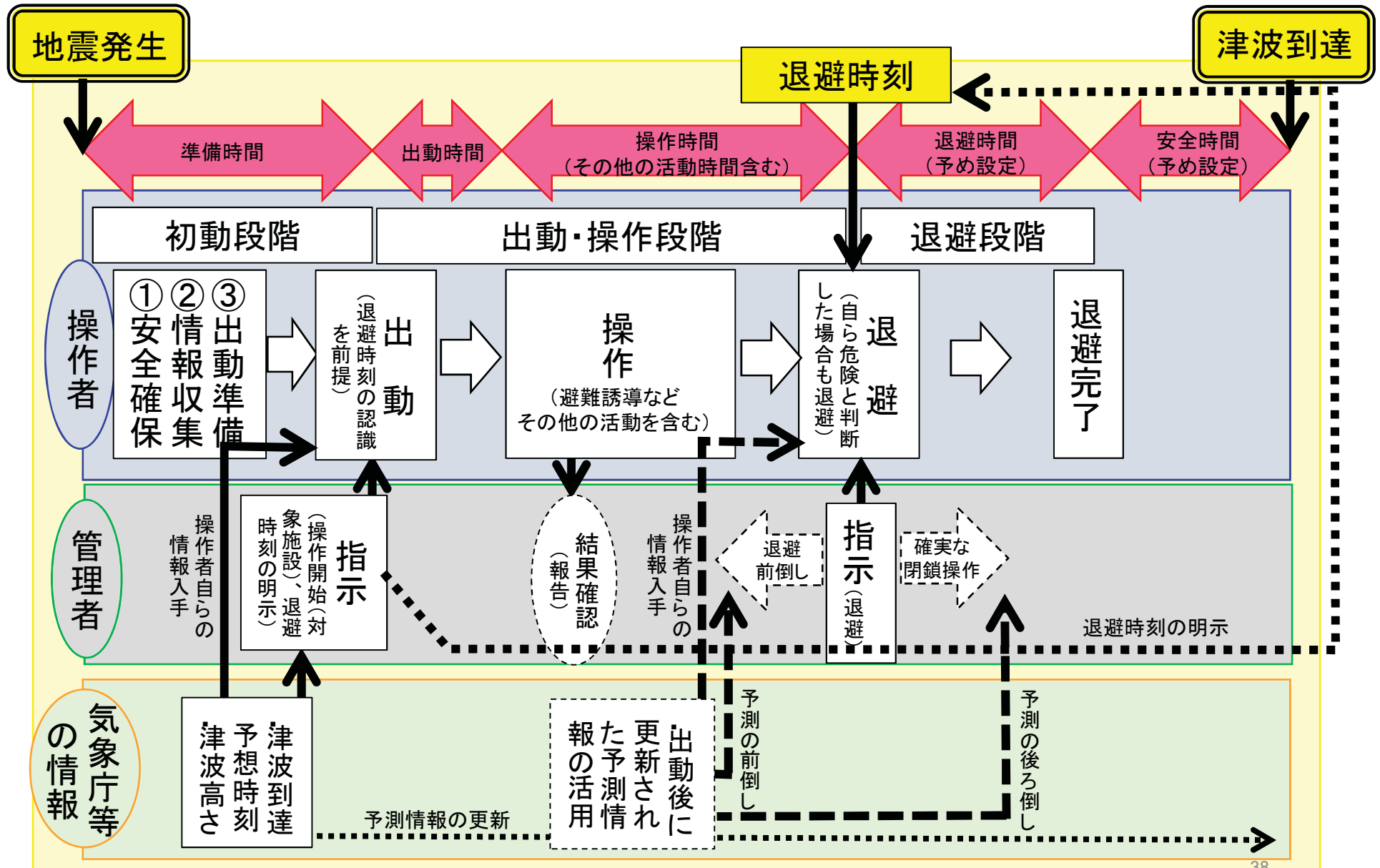
第7回会議の状況 (H25. 2)

出典: 千葉東沿岸海岸保全基本計画

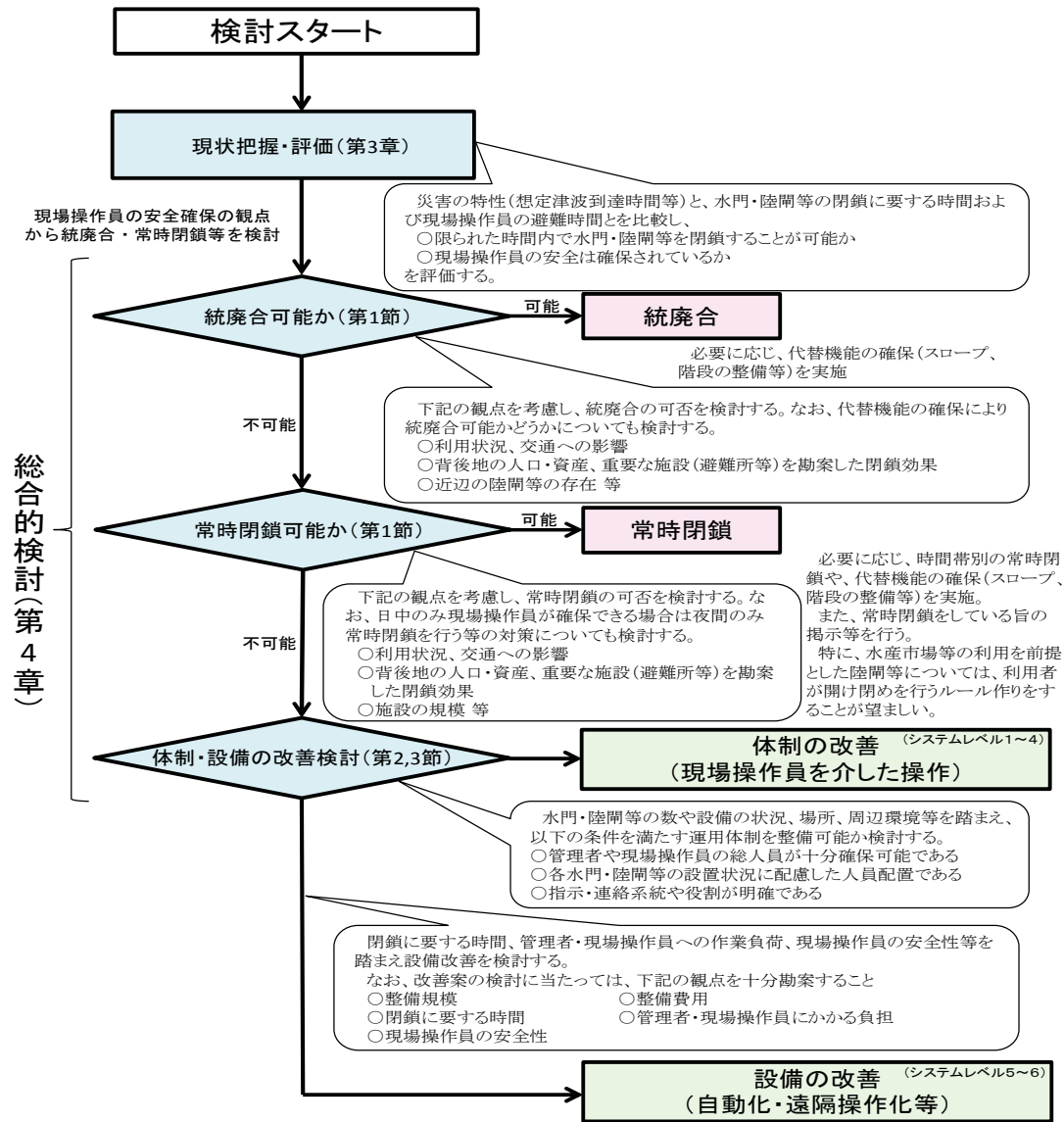
海岸法(操作規則)、H26委員会における検討、ガイドライン見直しの関係



操作・退避ルールのご概念図(地震・津波)



水門・陸閘等運用総合検討



水門・陸閘等運用総合検討フロー